

「小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント実務集」(案) への意見

2017年1月30日

NPO地域づくり工房

代表理事 傘木宏夫

このたび標記の実務集の刊行を検討されていることを大いに歓迎いたします。

また、全体として内容及び記述はわかりやすく、事例も多く引用されて丁寧な説明となっており、従前の環境アセス制度になじんでいない事業者にも理解されやすいのではないかと思います。

むしろ、東日本大震災後の諸般の状況を顧みると遅きに失した感もあり、一日も早く発刊し、各方面に普及されることを期待します。

その上で、私の意見を列記させていただきます。乱雑な内容であることをご容赦願います。

1. そもそも論

意見：火力発電については「第3種」のような特定の枠を法令で設けるべきである。

理由：火力発電は、アセス法対象の他の事業に比べても、また地球温暖化防止の観点からも、環境負荷の高いものである。電力自由化の流れの中で、今日のように対象外となる火力発電が林立する事態を想定できていなかったことが政府としての落ち度である。山梨県条例の「第3分類」のように、アセス法においても、実務集案で「小規模」といつているものを、制度の下に位置付けられるようにすべきであると考えます。

2. タイトル及び小規模の定義について (16頁)

意見：「小規模」をやめて、「法令の対象とならない」に差し替えるべきである。

理由：「小規模」とすることで、何か環境負荷が大きいのかのような印象を与える。しかし、実務集案にも示唆されているように、環境効率は高くない場合が多い。また、小規模であるほど地域住民にとって近接するがゆえのインパクトが大きい場合もある。あくまでも、火力発電における「自主アセス」の実務であることを主眼として、「小規模」という表現はやめるべきである。

3. 手順について (18頁、32頁)

意見：配慮書と方法書の段階で情報交流することの意義をもっと強調しておくべきである。

理由：自主アセスを取込もうとする事業者の負担感を減らすためにも、公表・意見聴取の手続きを準備書段階に限定していることは理解できる。しかし、内部的な検討プロセスにおいては踏んでいる手順であり、それに対して外部の意見を聴取しておくことは、トラブルを回避するためには有益となるはずである。実務集案においては、配慮書と方法書のプロセスについて、もっとその意義を強調し、それを簡易に行うことを提案してもいいのではないか。その意味で32頁の「方法書に準じた図書を公開し・・・」はよい提案である。私は、配慮書についてもそのような記述があってもいいと思う。つまり、事業の規模や予想される住民の反応等を踏まえて、「配慮書→準備書」「方法書→準備書」「配慮書→方法書→準備書」などの選択肢を示すことも一案ではないか。

4. 地方公共団体への事前相談について (20 頁)

意見：地方公共団体への相談がなんらかの「お墨付き」として誤解されないように注記すること。

理由：自主アセスは、事業者の自主的な取組であり、許認可が伴うものではない。しかし時折、「この件は地元自治体にも相談に伺っており、ご理解をいただいているところです」などと、「相談」に行って説明したことを、「理解」にニュアンスをすり替えているケースがある。地方自治体の担当者もそれでは大変迷惑な話である。地方公共団体の立ち位置を明確にし、あくまでも情報提供であることを明記しておく必要がある。

5. モニタリングについて (28 頁)

意見：運転開始後における住民に開かれた運営を促すことについて強調すべきである。

理由：モニタリング調査は必須であり、その情報を公表することも欠かせない。しかし、実際には、公表したデータが見られているのか、理解されているのか、把握しにくく、担当者には徒労感もあると聞く。一方、公害訴訟などの経験から、専門家（たとえば地方公共団体の担当者でもいい）とともに、現場に立入って施設を視察し、環境関係台帳を閲覧し、説明を受ける機会を1年に1回設けるだけで、かなり関係者間の親近感とデータへの信頼度が高まるということを経験的に感じている。公害防止協定という事業者には負担感が大きい、施設見学会というような簡易で取組みやすい手法を提起してもいいのではないか。

6. 調査・予測・評価手法の選定について (42 頁)

意見：規模・立地・種別に応じた簡易化の目安をわかりやすく示すこと。

理由：実務集案は、法令アセスに準じて、それを簡易にする方向で手続きや調査・予測・評価手法を提起している。それは然るべきことである。しかし、実務書案が対象とする出力1~11.25万kWは幅が大きく、また立地（35頁に言及がある）や燃焼させるものによって、想定される環境負荷はおのずと違いがある。もう少し丁寧にケースに応じた手法を提起してもいいのではないか。すべての案件に拡散モデルによる予測やダウンウォッシュによる影響を分析することを求めなくてもいいと思われる。少なくともマトリックスの表形式にして選択肢を示してもいいのではないか。ちなみに、私が代表するNPO地域づくり工房が提供している「自主簡易アセス支援サイト」では、WEB上で規模や立地に応じた手法を提案するコーナーを設けている。本実務集が公開された後には、そのようなサイトを設けて、事業者の意思決定を支援することも考えられる。

7. 環境保全措置の検討について (54 頁)

意見：緩衝緑地の確保について言及すべきである。

理由：(見落としかもしれないが)環境保全措置としての緩衝緑地の位置づけが見当たらなかった。前述のように、規模が小さくなる程、住民に近接した施設となる可能性がある。それだけに、緩衝緑地の存在意義は、大気浄化の意味合い以上に、大きい。しかし、これまでの火力発電所や燃焼が伴う工場のアセスで見られるように、工場立地法で求められている緑地面積（20~25%）がかつてのように義務付けられていないことをいいことに、その範囲内で緑地を確保したことを「ミチゲーション」として位置付けているような悪例がある。小規模であればあるほど、工場立地法や地元の地方公共団体が求めている緑地規制の範囲を超えて緑地を確保する場合において、それを良い取組みとして評価し、推奨してもいいのではないか。

8. バイオマス発電について（68頁）

意見：これを機に別途自主アセスの実務書を整備してほしい。

理由：このたびの実務書案にバイオマス発電を含んだことは、火力発電としての本質に基づいたもので、本来あるべきこととして高く評価したい。しかしながら、規模や立地、燃料の性状など、特段に配慮すべきことは多い。実務書案においても書ききれないことを囲み記事に押し込んだ印象がある。特に、バイオマス発電の場合、地域で供給可能なバイオマス原料の量と、FITによる採算性から求められる発電量との間に大きなギャップがあり、結果的に外材に頼っている現状が見受けられる。また、立地特性も、他の火力発電所と違って、中山間地に立地する可能性がある。つまり戦略段階での適切な判断を促す必要がある。そのような意味からも、別途、バイオマス発電に関しての環境配慮を促す実務書が必要である。

9. 評価項目の選定の際の留意事項について（85頁）

意見：「生物多様性の主流化」に対応した環境配慮を促すこと。

理由：上記7にも関連して、立地にかかわらず、地球全体としてみて、生物多様性の確保に寄与する方向で環境保全に取り組むことを推奨し、それが社会的に評価されるであろうことを、強調していただきたい。

以上